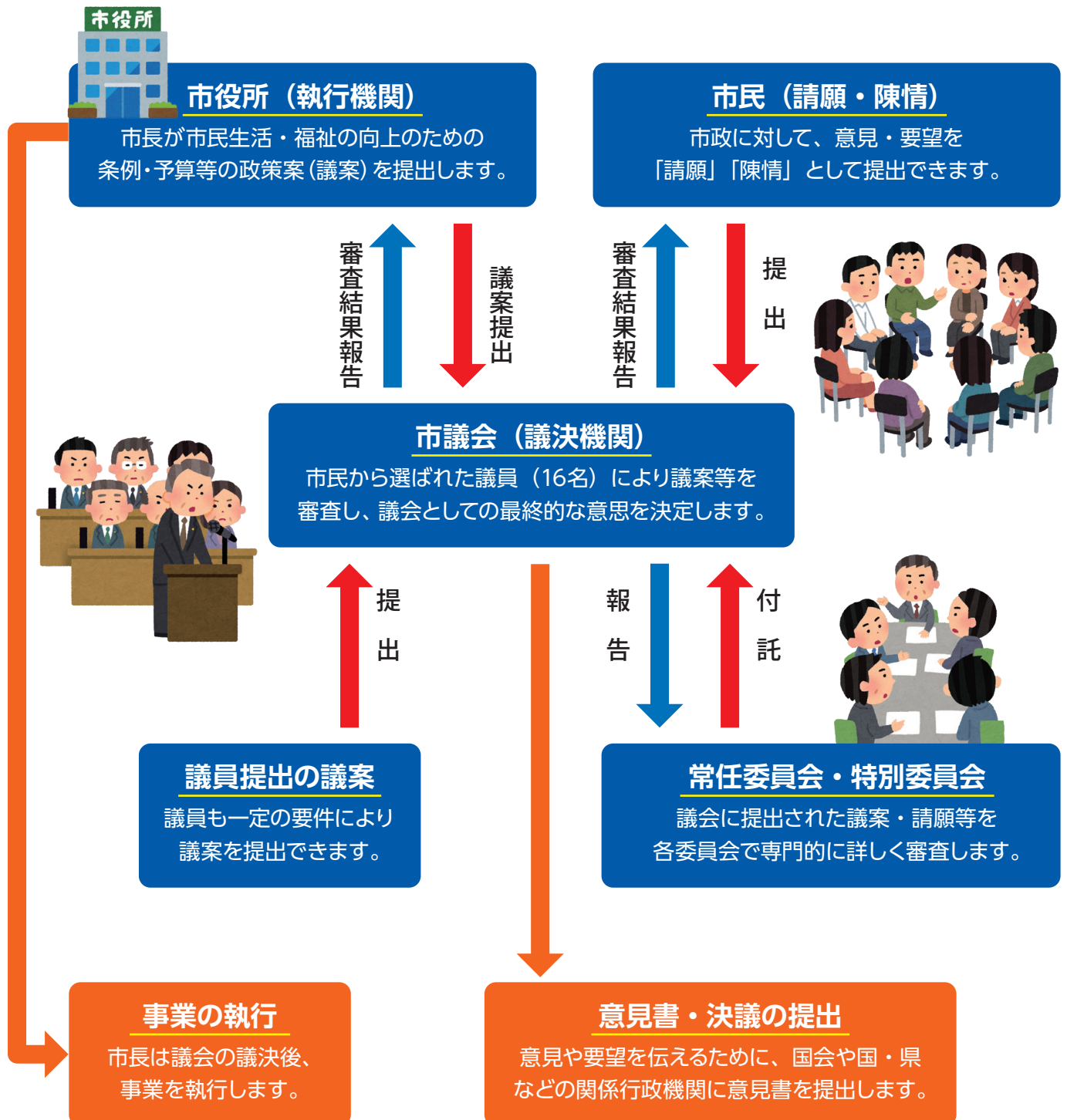


市議会のしくみ

議会の種類には、定期的に行われる「定例会」と必要がある場合に開かれる「臨時会」があります。議会は市長が招集します。定例会や臨時会は会期を定め、その期間中に本会議や委員会を開いて議案の審査など、議会活動を行います。

定例会は3月、6月、9月、12月に年4回開くことになっています。



常任委員会とは

そう む ざい せい

総務財政委員会



- 市の総合計画
- 財政
- 行政改革
- 入札及び契約
- 消防・防災
- 市税
- 男女共同参画 など

みん せい ぶんきょう

民生文教委員会



- 国民健康保険
- 環境衛生
- 高齢者福祉
- 社会福祉
- 児童福祉
- 学校教育
- 生涯学習 など

さんぎょうけん せつ

産業建設委員会



- 農業・林業
- 商工業
- 都市計画
- 道路
- 河川
- 住宅
- 水道 など

嘉麻市議会には常任委員会が3つあり、それぞれの所管（責任をもって担当する範囲）があります。議会開会中はもちろん、議会の閉会中も議長の許可を得て、委員会を開催し、審査または調査することができます。議員はいずれか1つに所属しています。いずれの委員会も本会議で付託された案件について審査し、委員会としての可否を決定します。

その後、本会議において委員長がその結果報告を行い、嘉麻市議会としての可否を決定します。

議会用語解説

- ^{ぎ けつ}議決：採決の結果、得られた議会の意思決定のこと。
- ^{せい がん}請願：国民が国や地方公共団体に対し、意見や希望を述べること。紹介議員が必要。
- ^{ちんじょう}陳情：請願と同じような性格を持っているが、紹介議員の必要がない。
- ^{ふ たく}付託：議案の審査を本会議の議決に先立ち、所管の常任委員会、議会運営委員会、または特別委員会に審査を委託すること。